

令和8年度 松本市保育料（利用者負担額）等について

1 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

<0歳～2歳児クラスの保育料>

(1) 保育料の算定方法

ア 保育料は、世帯（家計の主宰者（原則ご両親）にかかる市町村民税所得割額（以下「市民税額」といいます。）、保育必要量（保育標準時間・短時間）、兄弟姉妹や世帯の状況等によって決定します。

イ 算定における市民税額は、調整控除と定額減税を除く「税額控除（住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除、配当控除等）を加算した額」により算定します。

「令和8年度の保育料」は、4月から8月分までを「令和7年度市民税額」、9月から翌3月分を「令和8年度市民税額」によりそれぞれ算定します。

ウ 子どもの数え方については、保護者と同一生計（保護者の方の収入で生活していること）のお子さんのうち、年齢の高い順にカウントします。ただし、18歳以上のお子さんがある場合には、「18歳以上の同一生計申告書」を別途提出いただき、ご家庭の状況を確認したうえで、人数をカウントします。

(2) ひとり親・障がい世帯における保育料軽減（以下の要件をすべて満たす場合のみ）

ア ひとり親世帯の減免が認められる世帯（ひとり親世帯調査票の内容等を踏まえた審査結果による）、又は、在宅障がい児（者）がいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書のコピー等を提出している世帯）

イ 市民税額 77,101円未満の世帯

(3) 延長保育料、緊急延長保育料

各種軽減は適用されず、利用状況に応じて費用が発生します。

<3歳～5歳児クラスの保育料>

4月1日時点で満3歳以上児の保育料は「無償」となります。

※ 副食費、延長保育料、緊急延長保育料は、無償化の対象外のため、別途、費用が発生します。

2 副食費について（3歳～5歳児クラスのみ）

(1) 副食費徴収額

月の給食提供日数にかかわらず、公立保育園は「月額 4,500円」、公立幼稚園は「月額 3,000円」となります。

※ 私立施設の徴収額、徴収方法等は各施設が定めているため、詳細は各施設にお問い合わせください。

(2) 副食費の免除（以下のア～ウのいずれかに該当する場合のみ）

ア 1号（特別利用保育を除く）で出生順（小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は市民税額 77,101円未満の世帯の子ども

イ 2号で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は市民税額 57,700円未満（ひとり親世帯・障がい世帯は市民税額 77,101円未満）の世帯の子ども

ウ 特別利用保育で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、又は市民税額 77,101円未満の世帯の子ども

※ 「特定の施設」とは、保育園（子ども・子育て支援新制度対象の施設）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（松本盲学校、松本ろう学校）、児童デイサービス（しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい）、地域型保育事業に係る施設（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。

(3) 副食費の減免

感染症等の理由によって、公立保育園で保育の一時停止又は公立幼稚園で休園した場合（食事が提供されない日を除き、連続して6日以上）は、副食費の減免を受けることができます。対象月の翌月15日までに申請が必要となりますので、施設又は保育課にご相談ください。

なお、余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。

※ 私立施設については、各施設へご確認ください。

3 特別利用保育について

(1) 特別利用保育を利用する場合の**利用者負担額は、年齢、階層等にかかわらず「月額 8,000円」と**なります。

(2) **副食費は「月額 4,500円」と**なります。

満3歳未満児の2・3号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

（単位：円）

		満3歳未満児				延長保育料 (月額・30分毎)
市町村民税所得割額 57,700円未満の世帯		第1子		第2子以降		
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C	市町村民税均等割のみ	6,000	7,050	0	0	350
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	6,400	7,450	0	0	350
D2の一部	48,600円以上 ~ 57,700円未満	9,000	11,100	0	0	700
ひとり親・障がい世帯 市町村民税所得割額 77,101円未満の場合						
		第1子		第2子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
C	市町村民税均等割のみ	2,500	2,500	0	0	350
D1	市町村民税所得割額 48,600円未満	2,500	2,500	0	0	350
D2	48,600円以上 ~ 69,300円未満	2,500	2,500	0	0	700
D3の一部	69,300円以上 ~ 77,101円未満	2,500	2,500	0	0	700
市町村民税所得割額 57,700円以上の世帯						
		第1子		第2子以降		延長保育料 (月額・30分毎)
階層	定 義	短時間	標準時間	短時間	標準時間	
D2の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ~ 69,300円未満	18,000	22,200	0	0	700
D3	69,300円以上 ~ 97,000円未満	24,500	28,700	0	0	700
D4	97,000円以上 ~ 133,000円未満	37,000	41,200	0	0	700
D5	133,000円以上 ~ 169,000円未満	39,500	44,300	0	0	800
D6	169,000円以上 ~ 235,000円未満	45,300	51,900	0	0	800
D7	235,000円以上 ~ 301,000円未満	51,000	57,600	0	0	1,100
D8	301,000円以上 ~ 397,000円未満	54,000	60,600	0	0	1,100
D9	397,000円以上	56,000	62,600	0	0	1,100

- ※ 4月1日現在の満年齢で決定します。
- ※ 延長保育料は、満3歳以上児も同額です。
- ※ 第2子以降の保育料は、令和7年4月から無償となっています。